

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

筑後市（筑後市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づき、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、筑後市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

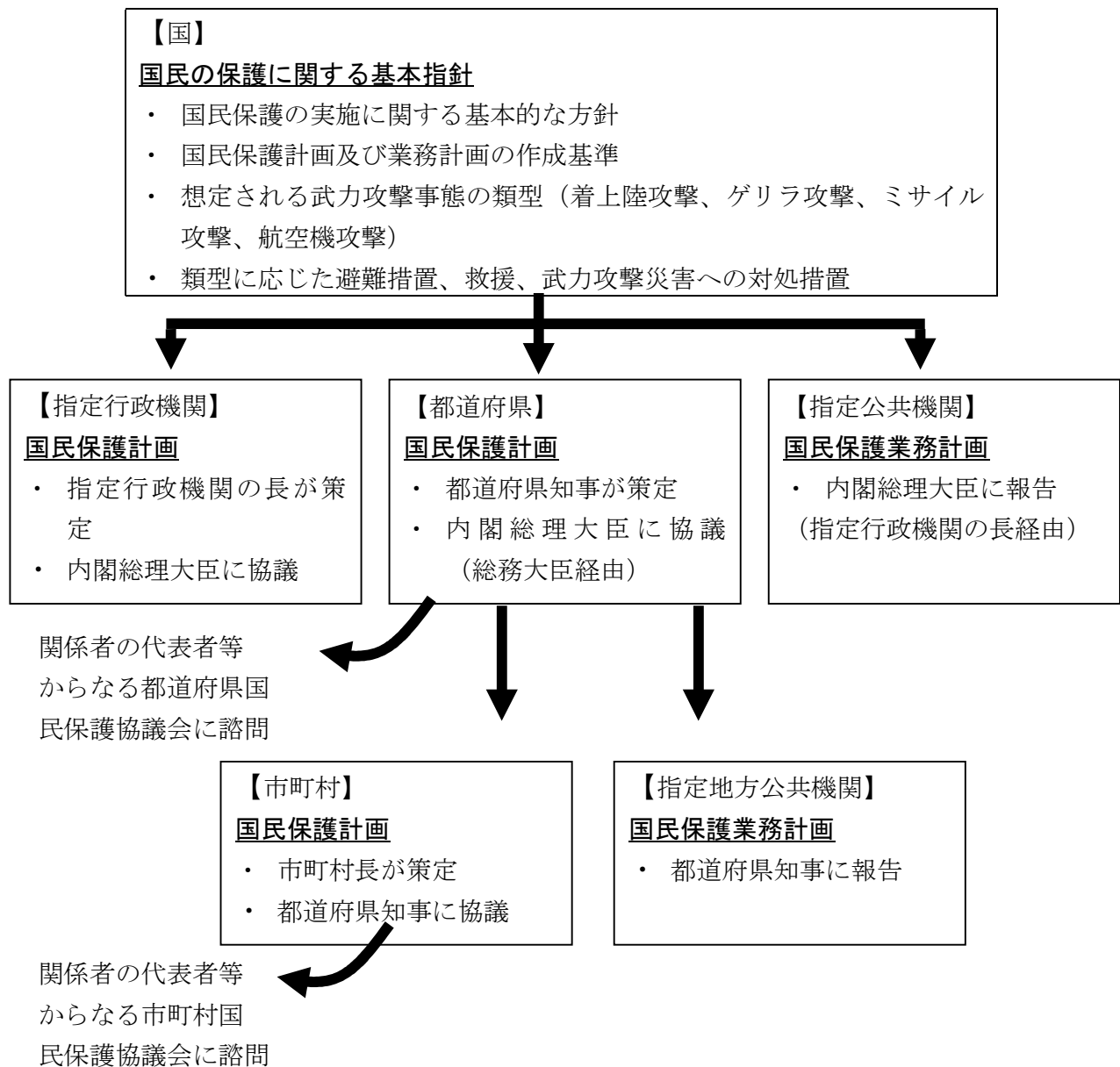
(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が定められたときは、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び福岡県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

筑後市長（以下「市長」という。）は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

「基本指針」、「国民保護計画」及び「国民保護業務計画」の構成



(3) 市国民保護計画の作成における関係機関との連携

市国民保護計画の作成にあたっては、指定行政機関の国民保護計画、県の国民保護計画及び他の市町村の国民保護計画との整合性の確保を図るよう努める。特に、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村長の意見を聴く。

市長は、必要があるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

(4) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関す

る事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 用語の意義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

【武力攻撃関連】

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
NBC攻撃	武力攻撃のうち、核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。

【避難、救援関連】

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	必要な情報の収集や、安全な場所への避難など災害時の行動についてハンディを抱えている人々をいい、寝たきり等の高齢者、障害者（児）、乳幼児などを指す。

【関係機関、施設関連】

用語	意義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法

	律第118号) 第2条第1項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
緊急消防援助隊	消防組織法(昭和22年法律第226号) 第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設(発電所、危険物質等取扱所(ガソリンスタンド、毒物劇薬取扱所)等)をいう。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、あらかじめ知事に協議し、市議会に報告し、公表する。(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 国民に対する情報提供

(1) 市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

(2) 市は、県、指定公共機関及び指定地方公共機関とともに、新聞、放送、インターネット等のほか、それぞれ適切な広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するように努める。

- (3) 市は、県、指定公共機関及び指定地方公共機関とともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

2 関係機関相互の連携協力の確保

- (1) 市は、国、県近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。
- (2) 筑後市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）は、武力攻撃事態等対策本部（以下「国対策本部」という。）及び福岡県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を総合的に推進する。

3 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保

- (1) 市は、国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障害者等に対するきめ細かな配慮が必要であり、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援について特に配慮を要する者の保護について留意する。
- (2) 市は、外国人の安否情報の収集・提供、特殊標章等の交付等の国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

4 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

5 国民の権利利益の迅速な救済

- (1) 市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、あらかじめ実施体制等について検討を行い、武力攻撃事態等が発生した場合には、それぞれその国民保護計画等により、これらの手続について迅速な処理が可能となるよう、担当部署を定め、

具体的な状況に応じて必要な処理体制を確保する。

- (2) 市は、これらの手続に関連する文書を、筑後市文書規程に基づいて保存することとし、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するなど、適切に保存する。また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等その保存には特段の配慮を払う。

6 国民の協力

- (1) 市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。
- (2) 市は、地域住民の消防団への参加促進、自主防災組織の核となるリーダーに対する研修等を通じて消防団及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、国民保護措置についての訓練の実施を促進するよう努める。
また、消防団及び自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。
- (3) 市は、平素から、日本赤十字社、社会福祉協議会等の関係団体との連携を図り、武力攻撃事態等において自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図る。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

- (1) 市は、国民保護措置の実施に当たっては、県等と相互に連携協力し、その内容に応じ、県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、市が実施する国民保護

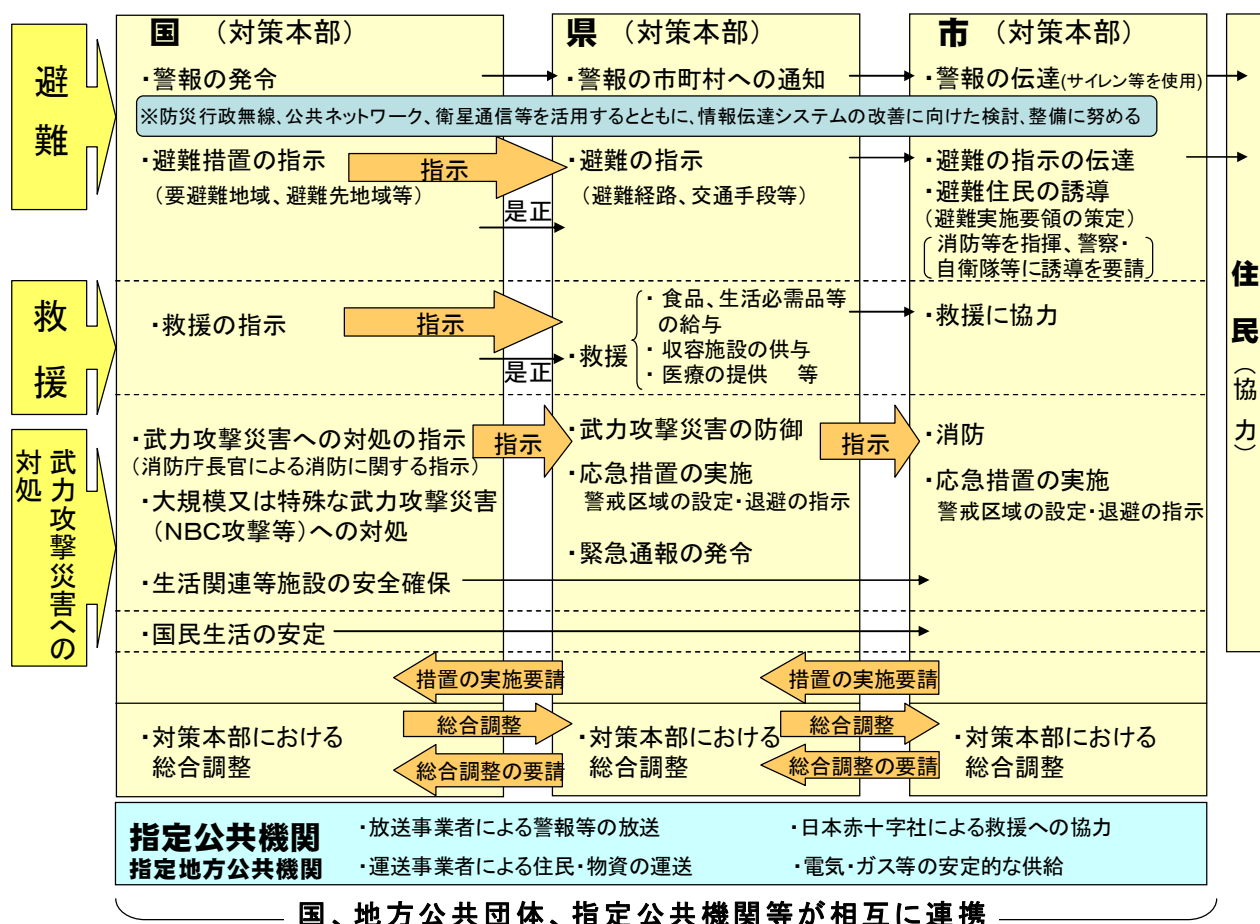
措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

(2) 市は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握することとし、連絡先等について、以下のとおり定める。

関係機関の役割



○市の事務

事務又は業務の大綱	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7	退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8	水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関の連絡先

資料編（「関係機関の連絡窓口」のとおり。）

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 位置

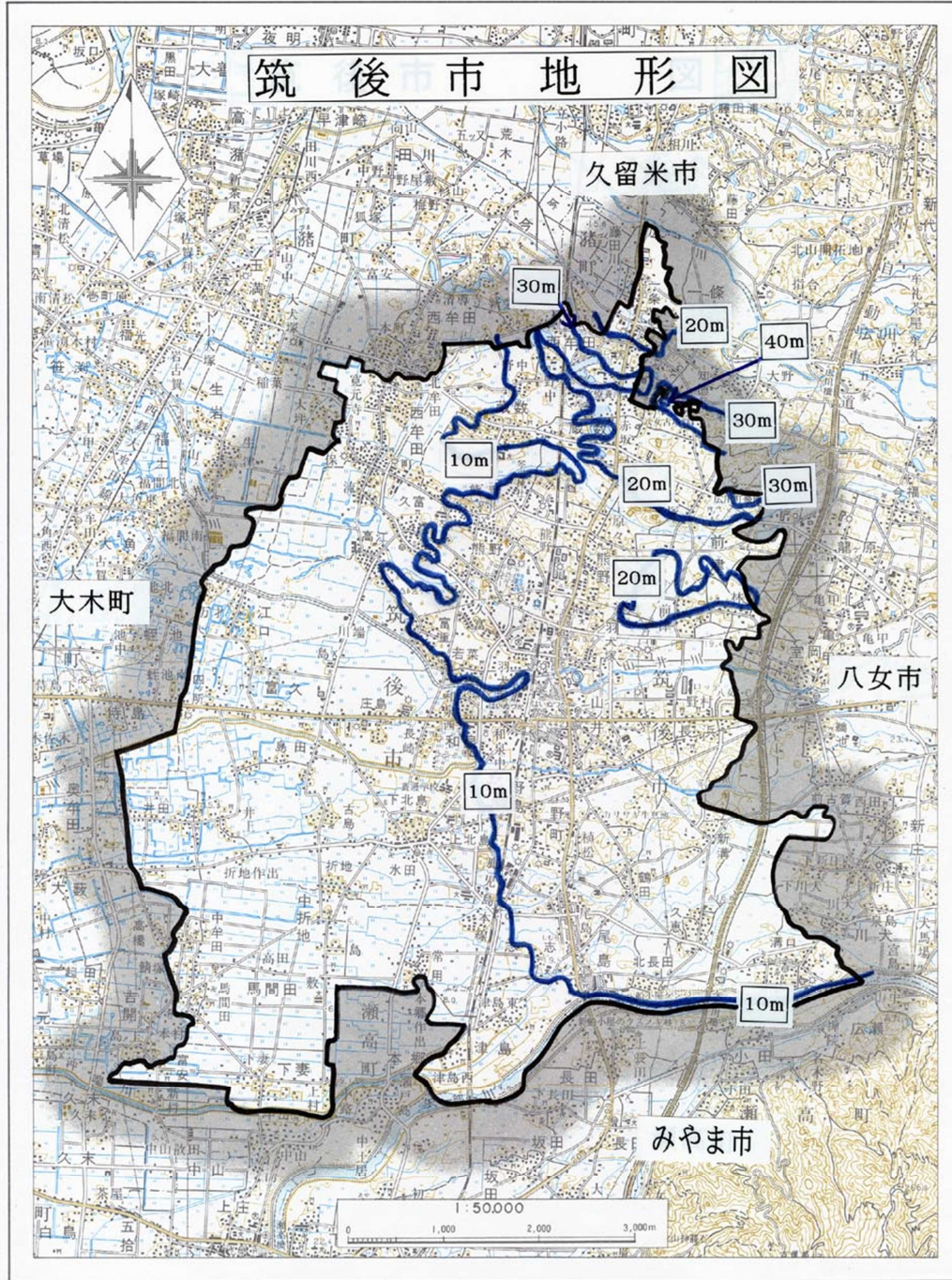
本市は、福岡県南部に位置し、東に八女市、広川町、南にみやま市、柳川市、西に大木町、北に久留米市に接している。

東経	130° 30′
北緯	33° 12′
面積	41.85km ²
東西	7.5km
南北	8.2km

(2) 地形と地質

本市は、福岡県南部の、北は背振山麓、東は矢部山麓、西は有明海に囲まれた筑後川の流域に広がる筑後平野のほぼ中央に位置し、市の中央部を矢部川の支流である山ノ井川・花宗川が流れている。

1 : 50,000



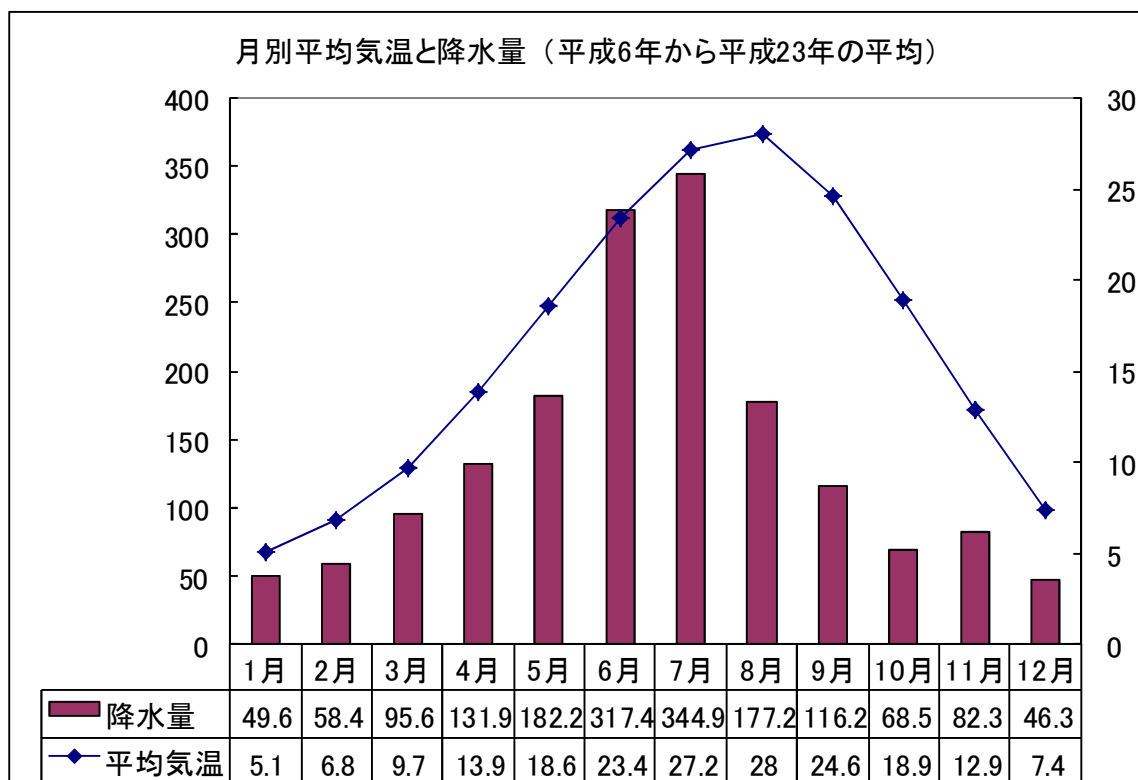
大成ジオテック株式会社
平成10年2月印刷

この地図は建設省国土院院長の承認を得て
同院発行の5万分の1地形図を複製したもの
である (承認番号) 平6九複第17号

筑
後
市

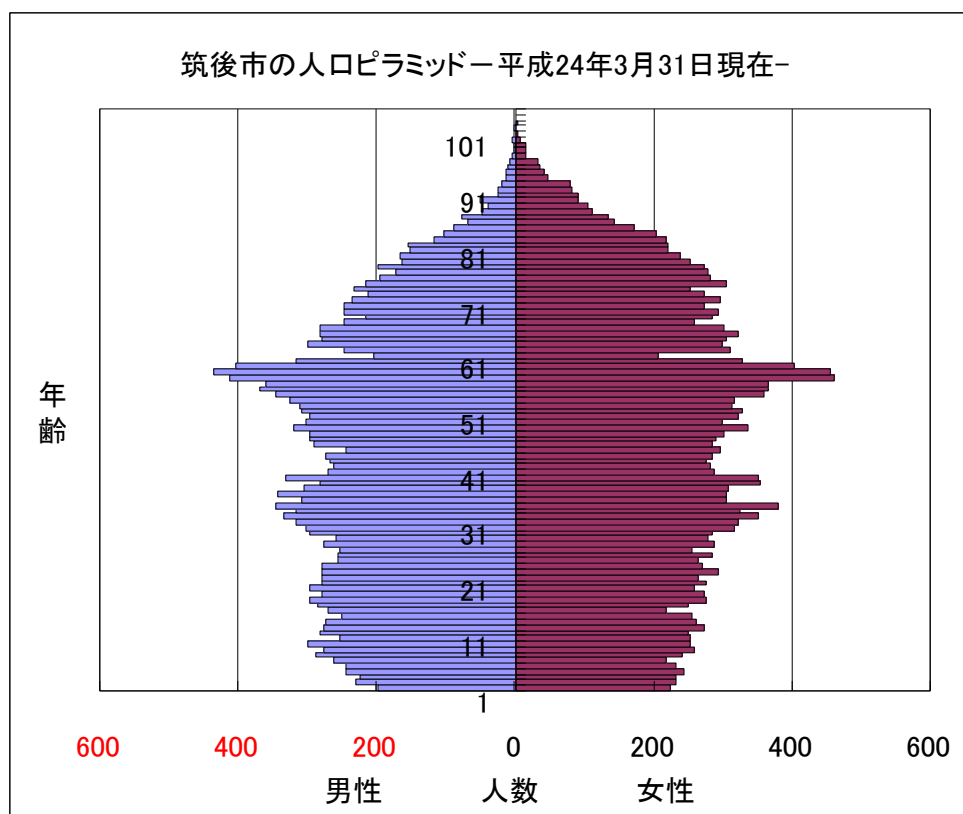
(3) 気候

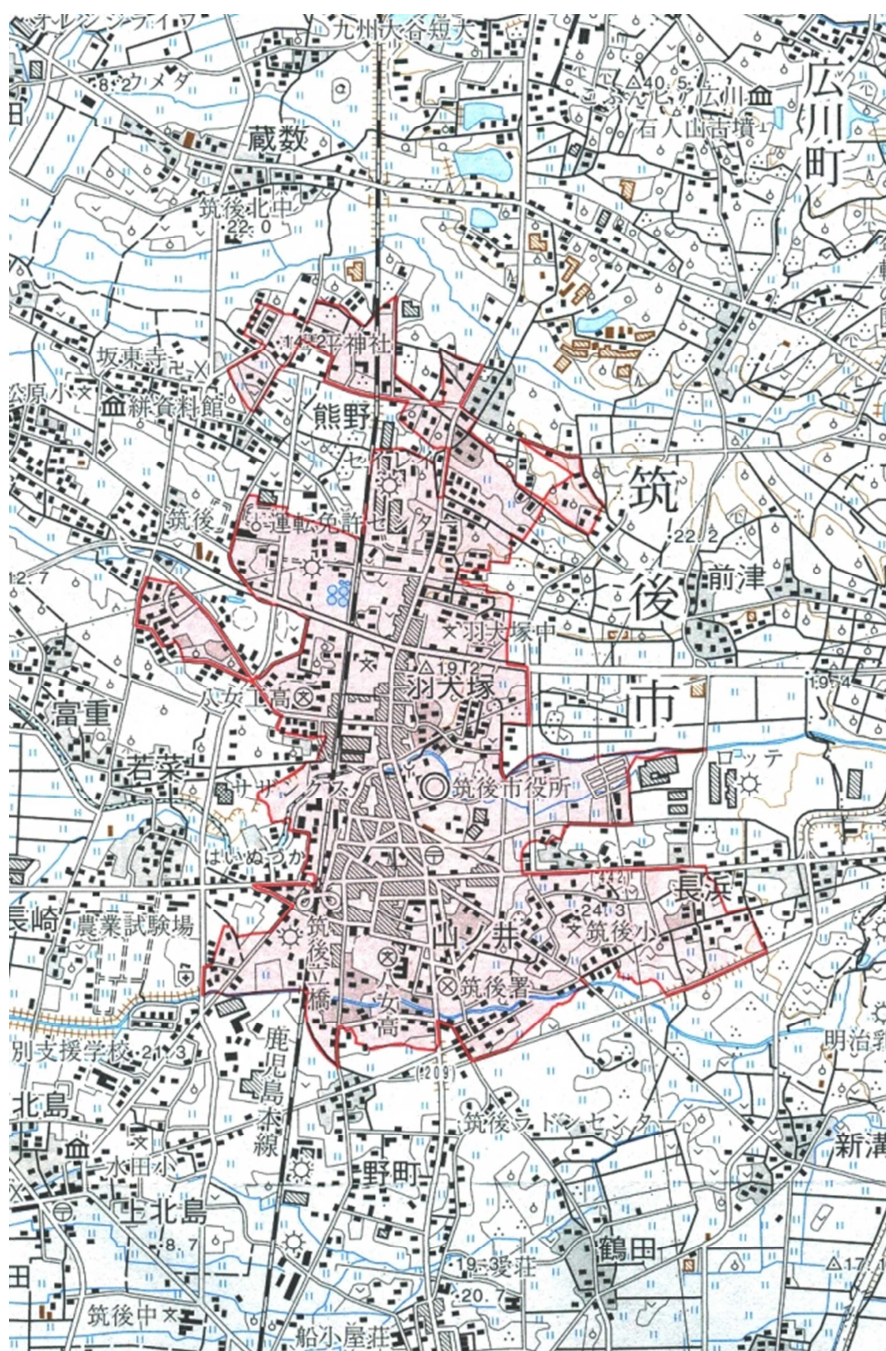
本市は、内陸型気候区に属し、年平均気温は15℃～16℃であるが、寒暖の差が大きく一日の温度差も著しい。降雨量は年間1,800mm前後であるが、6、7月ごろの梅雨期には、しばしば強い雨が集中して降る。又、8、9月は、台風の常襲地域でもある。



(4) 人口分布

人口は、羽犬塚駅を中心とする市の中央部から北東部に多くの人口が集まり、また、近年の人口増加は主にこの部分で顕著になっている。



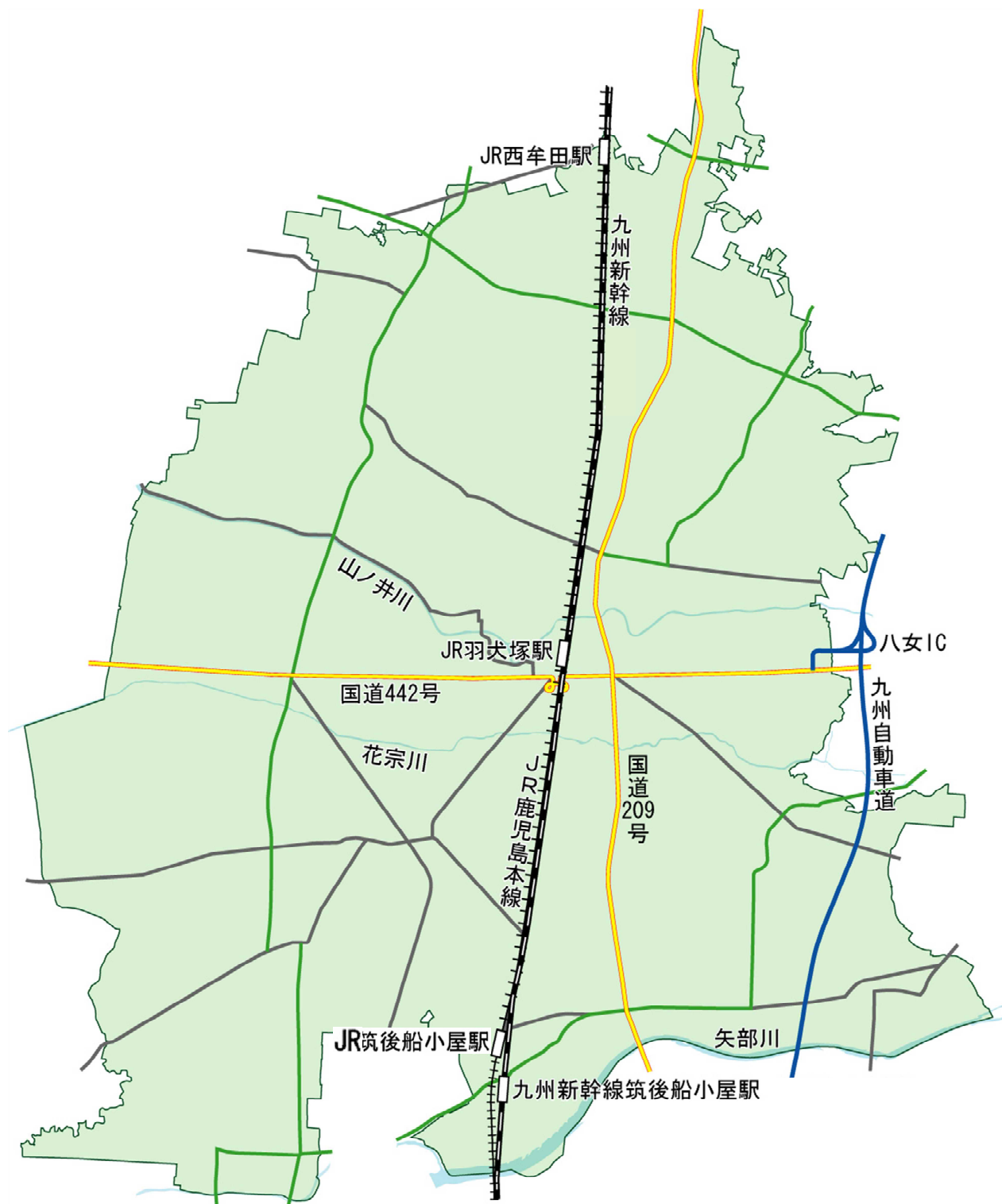


(5) 道路及び鉄道の位置等

道路は、南北に伸びて久留米市及びみやま市と繋がっている国道209号と、東西に伸びて八女市及び大木町に繋がっている国道442号が市の中心部で十字状に交差している。また、本市の東縁に九州縦貫自動車道があり、八女インターチェンジが設けられている。

鉄道は、ＪＲ九州の鹿児島本線が本市の中央を南北に伸びており、西牟田駅、羽犬塚駅、筑後船小屋駅の３つの駅を有し、また、九州新幹線（鹿児島ルート）も本市の中央を南北に伸びており、本市南部に筑後船小屋駅を有している。

道路及び鉄道図



(6) その他

本市に自衛隊施設はないが、本市北の久留米市には陸上自衛隊久留米駐屯地及び前川原駐屯地並びに航空自衛隊高良台分屯基地がある。

生活関連等施設については、本市内にガソリンスタンド、工場の燃料貯蔵施設等、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項の危険物の取扱所が170箇所余、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物の取扱所が5箇所あり、いずれも市内に分散している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型が対象として想定する。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

この類型ごとの、事態の特徴とそれについての留意点は以下のとおりである。

① 着上陸侵攻

ア 特徴

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、国が敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難の指示を行うことも予想される。

船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する県沿岸部一帯が、航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な福岡・新北九州・有明佐賀空港周辺の地域が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

着上陸後は、県南への侵攻も考えられ、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が想定される。

イ 留意点

侵攻に先行し、福岡市、北九州市・など当初の侵攻目標となりやすい地域の住民の避難を受け入れることが考えられるが、県南への内陸部侵攻がある場合は、九州南部や本州方面への避難が必要となる。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 特徴

警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、ガソリンスタンド、毒物劇物取扱所などの生活関連等施設、主要橋りょう、主要道路等の交通関連施設などに対する注意が必要であ

る。

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、ガソリンスタンドなどが攻撃された場合には、爆発、流出等により被害の範囲が拡大するおそれがある。

イ 留意点

危害が及ぶ範囲は限定されることから、危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市と県、県警察、自衛隊等が連携し、武力攻撃の態様に応じて、近隣の堅ろうな建築物等に退避させるなど一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難場所に移動させる等適切な対応を行う。

また、事態の状況により、市長の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

③ 弾道ミサイル攻撃

ア 特徴

国が発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物等への避難や、着弾した際は速やかな消火活動等により、損害の拡大を防止する必要がある。

④ 航空攻撃

ア 特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ国がその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、本市の生活関連等施設が目標となることもあり得る。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、努めて早い段階で屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設における武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、これらの事態は、複合して起こることも考えられる。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- ・ガソリンスタンド等燃料貯蔵施設の爆破
- ・放射性物質取扱施設等の破壊
- ・ダムの破壊

イ 被害の概要

- ・ガソリンスタンド等燃料貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
 - 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- ・放射性物質取扱施設等が攻撃を受けた場合の主な被害
 - 放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
 - 飲食物が汚染された場合、それを摂取した住民が被ばくする。
- ・ダムが破壊された場合の主な被害
 - ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

ウ 留意点

ガソリンスタンド等で事態が発生した場合は、被害が広範囲に渡って拡大することも想定した退避等が必要となる。

攻撃により拡散等をした危険物の種類により、二次被害の防止を図るなど多様な対応が必要となる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- ・大規模集客施設の爆破
- ・列車等の爆破

イ 被害の概要

- 大規模集客施設で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
- 列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、人口密集地区で起きれば、二次災害も発生し、人的被害は多大なものとなる。

ウ 留意点

短時間に多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

- ・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散
- ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

- ・放射性物質等
 - ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
 - ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
 - 小型核爆弾の特徴については、基本指針に示されている核兵器の特徴と同様である。
- ・生物剤（毒素を含む。）による攻撃
 - 生物剤の特徴については、基本指針に示されている生物兵器の特徴と同様である。
 - 毒素の特徴については、基本指針に示されている化学兵器の特徴と類似している。
- ・化学剤による攻撃
 - 化学剤の特徴については、基本指針に示されている化学兵器の特徴と同様である。

ウ 留意点

二次災害の発生を防止するため立ち入り禁止区域の設定を迅速に行うとともに、防護服等を有する関係機関による迅速な救出と併せて特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。

消防機関及び県警察による対応では不十分であることが想定されるため、事態発生後速やかに県経路での自衛隊への協力要請を検討する必要がある。

原因物質を特定するための関係機関の連携体制を確立する必要がある。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

イ 被害の概要

- 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
- 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン

イン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

ウ 留意点

多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。